

見附市告示第53号

見附市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和5年見附市告示第142号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「令和6年1月1日から令和7年3月31日」を「補助金の交付を申請する日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日から申請年度の2月末日」に改める。

第3条第2号中「令和5年分」を「補助金の交付を申請する日の属する年の前年（補助金の交付を申請する日の属する月が1月又は2月の場合にあつては、前々年。以下同じ。）」に改め、同号ただし書中「令和5年」を「補助金の交付を申請する日の属する年の前年」に改める。

第4条第1項中「令和6年4月1日から令和7年3月31日」を「申請年度の4月1日から2月末日」に改める。

第6条第3号中「夫婦双方の令和5年分」を「補助金の交付を申請する日の属する年の前年の夫婦双方」に改める。

様式第6号中

「令和 年度に限り、見附市結婚新生活支援補助金交付要綱第6条の規定による申請を行うことができます。」の次に「なお、令和 年度の事業実施を確約するものではありません。」を加える。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。